

# 公益信託に財産を拠出した場合における 譲渡所得等の非課税の特例のあらまし

新たな公益信託制度の創設に伴い、令和6・7年度税制改正において「公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例」の見直しが行われ、**令和8年4月1日以後**、その対象となる公益法人等の範囲に公益信託の受託者が追加されます。

※1 このリーフレットは、公益信託の受託者に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例のあらましを記載したものです。改正前からこの特例の対象であった公益法人等（公益信託の受託者以外）に対する寄附につきましては、「[公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例のあらまし](#)」をご覧ください。

※2 公益信託の受託者に対する寄附に係る承認申請書の記載方法や必要な添付書類等につきましては、今後、国税庁ホームページにおいて公表します。

## 1 制度の概要

個人が、土地、建物、株式などの財産（事業所得の基となるものを除きます。）を法人又は公益信託の受託者である個人に対して寄附<sup>※1</sup>（公益信託の受託者である個人に対するものについてはその信託財産とするためのものに限ります。）した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます<sup>※2</sup>（所法 59①一）。

※1 寄附とは、既存の法人や公益信託の受託者に対する財産の贈与や遺贈のほか、新たに法人を設立するための財産の提供及び公益信託の委託者による財産の信託をいいます。

※2 これは、寄附者である個人から法人又は公益信託の受託者である個人に土地、建物などの財産が無償で移転するときに、その寄附者である個人に帰属する値上がり益に対する所得税を清算するための制度的要請によるものです。

ただし、これらの財産（国外の土地など一定のものを除きます。）を公益法人等（詳細は2ページをご覧ください。）に寄附した場合に、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「**非課税承認**」といいます。）を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられています（措法 40①後段）。

今般、この公益法人等の範囲に公益信託の受託者が加えられました。

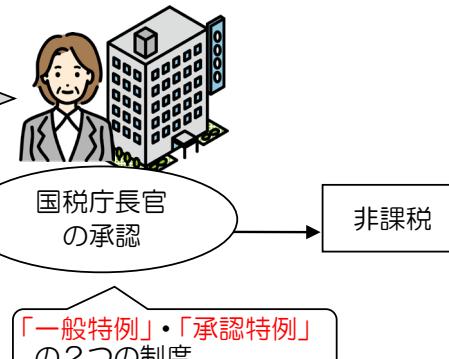
なお、この非課税制度には、「一般特例」と「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ対象となる公益法人等の種類や承認要件などが異なります。

## 【公益信託に財産を拠出した場合における譲渡所得等の非課税の特例の概要】

### 【寄附をした人】



### 【公益信託の受託者】



- このリーフレットは、令和8年1月1日現在の法令に基づいて作成しています。

## 2 公益法人等の範囲

令和8年4月1日以後、一般特例及び承認特例の対象となる公益法人等の範囲に、公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託の受託者（非居住者又は外国法人を除きます。）が追加されます。同日以後の公益法人等の範囲は次のとおりです。

一般特例	承認特例
次に掲げる者（以下「 <u>公益法人等</u> 」といいます。） 1 公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人、 その他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人やNPO法人など） 2 <u>公益信託の受託者</u>	公益法人等のうち、次に掲げる者（以下「 <u>承認特例対象法人等</u> 」といいます。） 1 国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び認定NPO法人等 2 <u>公益信託の受託者</u>

## 3 一般特例と承認特例について

「一般特例」は、公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です（措法40①後段、措令25の17⑤）。

一方、「承認特例」は、承認特例対象法人等に財産を寄附した場合において、寄附をした人が寄附を受けた公益信託の受託者の親族等に該当しないことなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です（措法40①後段、措令25の17⑦）。

なお、「承認特例」には、承認申請書の提出があった日から1か月（又は3か月※）以内にその申請について非課税承認がなかったとき、又は非課税承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があったものとみなされる自動承認の仕組みが設けられています（措令25の17⑧二）。

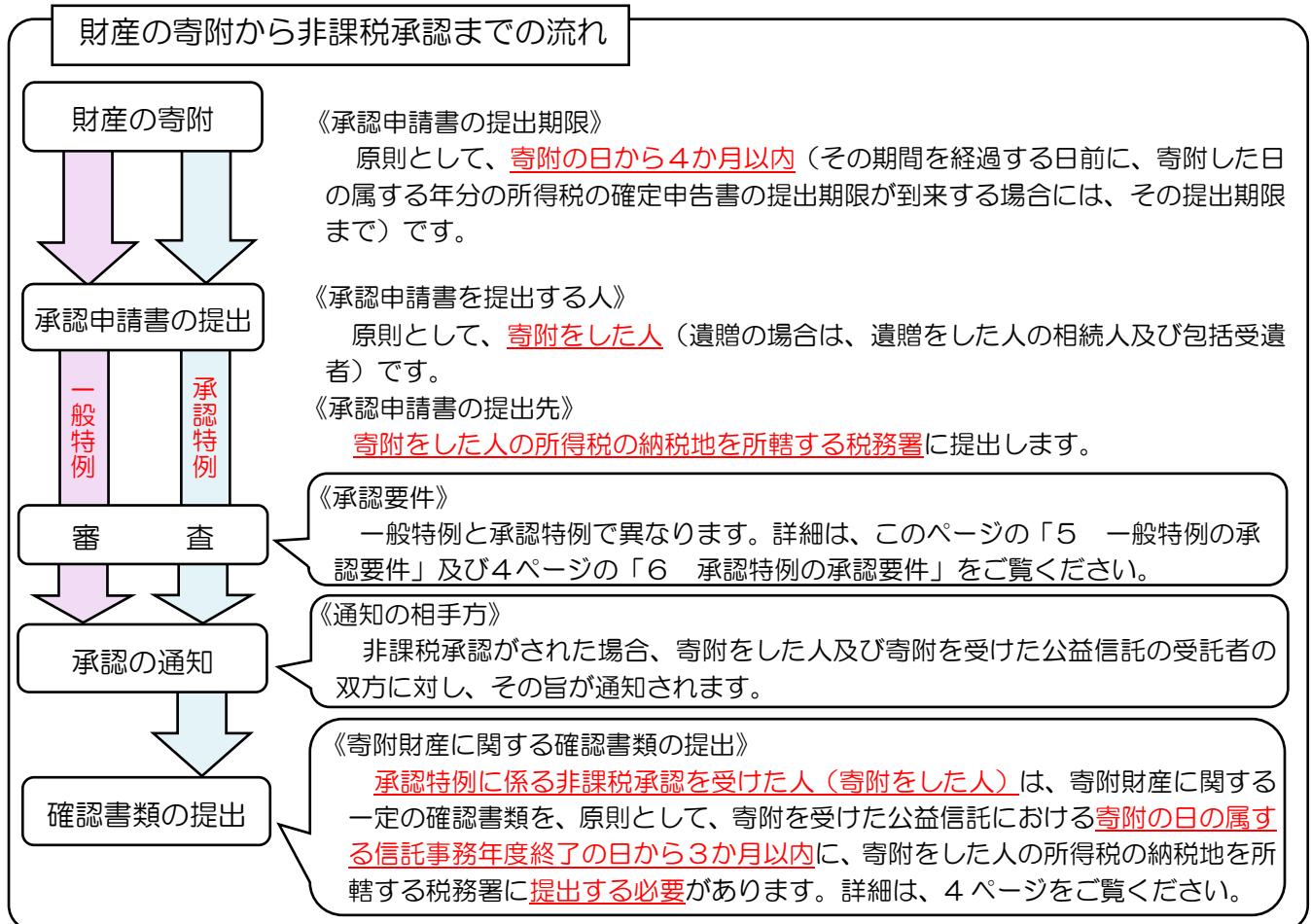
※ 国立大学法人等のうち法人税法別表第一に掲げる法人（寄附が公益信託の信託財産とするためのものである場合における当該公益信託の受託者である当該法人を除きます。）以外の者への一定の株式等の寄附の場合は、3か月以内となります。

公益信託の受託者に対する寄附に係る一般特例と承認特例の比較		
制度の種類	一般特例	承認特例
承認要件（概要）	次の要件を全て満たすこと 1 寄附が公益の増進に著しく寄与すること 2 寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益信託の公益信託事務の用に直接供され、又は供される見込みであること 3 寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	次の要件を全て満たすこと 1 寄附をした人が、寄附を受けた公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの人の親族等に該当しないこと 2 寄附財産が、公益信託事務に充てるための基金に組み入れる方法により管理されていること 3 寄附を受けた公益信託の合議制の機関等において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について上記2の基金に組み入れる方法により管理することが決定等されていること
自動承認	なし	あり

公益信託の受託者に対する寄附に係る「一般特例」及び「承認特例」の承認要件の詳細については、3ページ及び4ページをご覧ください。

## 4 非課税承認を受けるための手続

非課税承認を受けようとする人は、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」及び必要な添付書類を提出する必要があります（措令25の17①⑦）。



## 5 一般特例の承認要件

公益信託の受託者に対する寄附について、原則として、一般特例に係る非課税承認を受けるには、次の「要件 1」から「要件 3」までに掲げる要件の全てを満たすことが必要です（措令25の17⑤）。

### 要件 1

寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること

### 要件 2

寄附財産が、その寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に、寄附を受けた公益信託のその寄附に係る公益信託事務の用に直接供され、又は供される見込みであること

### 要件 3

寄附をすることにより、寄附をした人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附をした人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

## 6 承認特例の承認要件

公益信託の受託者に対する寄附について、承認特例に係る非課税承認を受けるには、次の「要件 1」から「要件 3」までに掲げる要件の全てを満たすことが必要です（措令 25 の 17⑦）。

### 要 件 1

寄附をした人が、寄附を受けた公益信託の受託者及び信託管理人（これらの者が法人である場合にはその理事等を含みます。）並びにこれらの人の親族等に該当しないこと

### 要 件 2

寄附財産が、公益信託事務に充てるための基金に組み入れる方法（基金が公益信託事務に充てられることが確実であるなど一定の要件を満たすことについて、その公益信託の所轄庁の証明※を受けたものに限ります。）により管理されていること

※ 基金の証明手続等については、公益信託の所轄庁にお問い合わせください。

### 要 件 3

寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れる方法により管理することについて、寄附を受けた公益信託の信託管理人の同意又は合議制機関の決定がされていること

「承認特例」に係る非課税承認を受けた人（寄附をした人）は、その寄附をした日の属する信託事務年度において、寄附財産について、基金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる基金明細書の写しを、その信託事務年度終了の日から3ヶ月以内（その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に、所得税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります（措令 25 の 17⑨）。

（注）この書類が、提出すべき期限までに提出されなかった場合には、非課税承認が取り消されます（下記 7 の表の③に該当）ので、期限までに必ず提出してください。

## 7 非課税承認が取り消される場合

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた公益信託の公益信託事務の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています（措法 40②③）。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた公益信託の受託者に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

### 【非課税承認が取り消される場合の例】

	取り消される場合	課税の対象者
①	寄附財産※ <sup>1</sup> が、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益信託の公益信託事務の用に直接供されなかった場合	寄附をした人
②	寄附財産※ <sup>1</sup> が、寄附を受けた公益信託の公益信託事務の用に直接供されなくなった場合（上記①に該当する場合を除きます。）	寄附を受けた 公益信託の受託者※ <sup>2</sup>
③	「承認特例」に係る非課税承認を受けた人が、寄附財産について、基金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる書類を提出すべき期限までに提出しなかった場合	寄附をした人

※1 公益信託事務に充てるための基金に組み入れる方法により管理されているものを除きます。

※2 公益信託の受託者が2以上ある場合には、その公益信託の信託事務を主宰する受託者が課税の対象者になります。